住 宅 局 平成23年4月1日

本日の国土交通省緊急災害対策本部において、大畠国土交通大臣より以下の指示がありました。

- 応急仮設住宅の供給について、概ね2ヶ月で少なくとも3万戸の供給を行うとともに、被災各県の要請に応えられるよう、**その後の3ヶ月**で3万戸程度の供給を行えるよう準備を進めること。
- 〇 その場合には、被災地域の復興支援の観点も踏まえ、<u>地域の工務店</u> などの建設業者などによる地域材を活用した住宅などを応急仮設住宅 として活用するよう各県の取組を支援すること。
- 応急仮設住宅の供給に必要な<u>資材の確保に支障が生じないよう</u>、<u>関係省庁が連携</u>して取り組むとともに、全国的な資材需給の逼迫に対応するため、**資材の緊急輸入を含め、対策を検討**すること。
- → <u>これらの事項について、「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検</u> <u>討会議(座長:池口国土交通副大臣、4月5日(火)17:00~ 第2回</u> 検討会議開催予定)」において検討し、進めること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅生産課

橋本 (住宅生産課長)

宿本(住宅ストック活用・リフォーム推進官)

電話 03-5253-8111 (代表) (内線 39-401、39-452) 03-5253-8510 (直通)